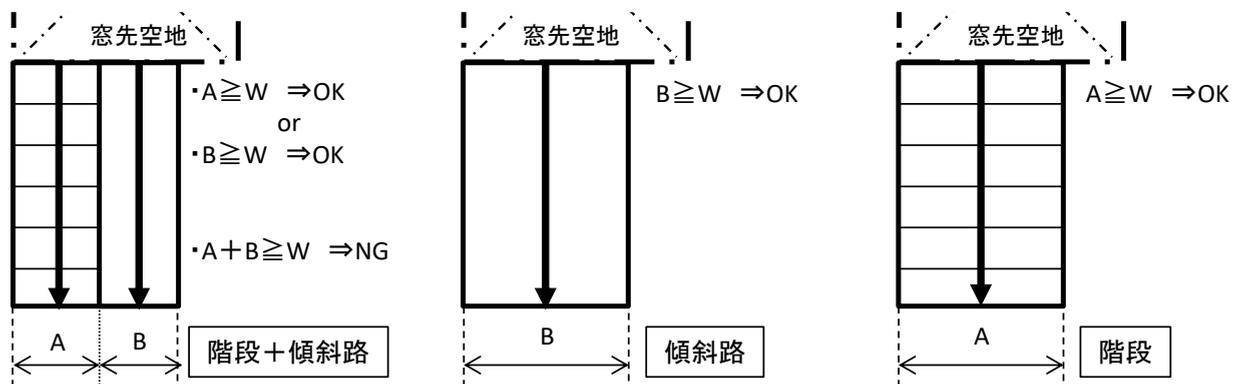


- ・技術的助言を準用している。
- ・屋外通路に階段と傾斜路を併用している場合は、  
どちらか一方で有効幅員が確保されていること。
- ・階段 蹴上：16 cm以下 踏面：26 cm以上のもの
- ・傾斜路 勾配：1/8以下のもの



W=第19条2項により、必要とされる屋外通路の幅員のこと

技術的助言等

東京都建築安全条例第19条の運用の明確化について(技術的助言)

参考文献等